

令和3年度 指定都市市長会シンポジウム

コロナ禍でこれまで果たしてきた 指定都市の役割・取組について

令和4年（2022年）3月2日
熊本市長 大西 一史

1 熊本市の状況

○人口：738,865人

※熊本県人口1,738,301人の約42.5%

○人口密度：約1,900人

※京都市 約1,800人に近い水準

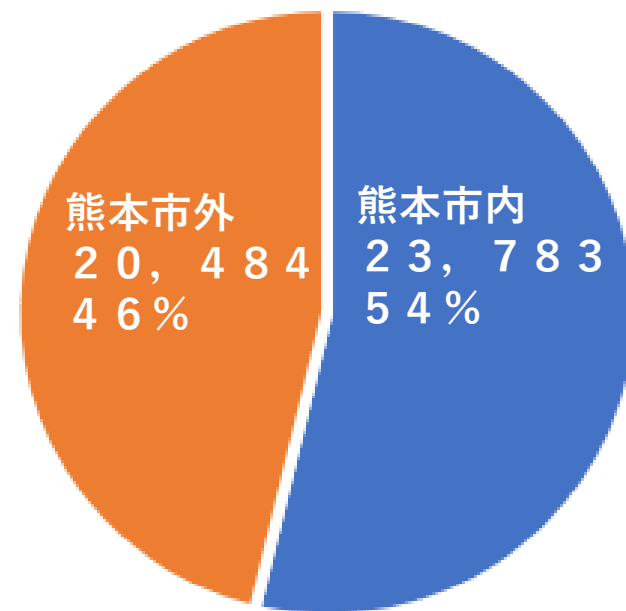
○熊本市内初の感染確認：

令和2年2月21日

※熊本県内初の感染確認となる

○感染事例（事例番号）：23,783例

※熊本県内44,267例のうち約54%
（令和4年2月20日時点）



2022年2月20日現在
数字は感染事例番号数

2 コロナ禍における指定都市の問題

○指定都市は人口・人流が密集し、感染者が多く、広がりも早い。

⇒ 手探り状態の中で、様々な問題に対して機動的な対応が必要。

○指定都市を中心に周辺地域への感染が広がっていく。

⇒ 感染拡大を抑えるために、県や他自治体と連携しつつも、先行した対策が必要。

3 熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置

令和2年3月に本市独自の対策を進めていく上で、**迅速な意思決定と機動的な対応を可能とするため**、熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、**県に先行して本市独自のリスクレベルを作成**。

「熊本市専門家会議の開催」

・R2年3月24日

熊本市新型コロナウイルス感染症 対策専門家会議 開催

「リスクレベルの作成」

・**R2年3月に県に先行して熊本市独自のリスクレベルを作成**。

- ・リスクレベルに応じた対策を実施。
- ・作成後も感染状況に応じ適切にリスクレベルの見直しを行う。

リスクレベル	本市の判断基準	国の地域類型	具体的な対策例	拡大傾向	収束傾向
レベル4 特別警報	市内で ①リンク無し感染者 4名以上 かつ ②新規感染者 5名以上	1 感染状況が拡大傾向にある地域	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請	感染拡大リスクの高いものから対策を強化	感染拡大リスクの低いものから対策を解除
レベル3 警報	市内で ①リンク無し感染者 2名以上 かつ ②新規感染者 3名以上		レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・全ての催事等の自粛要請		
レベル2 警戒	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	2 感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの条件のいずれかに該当する催事の自粛及び不特定多数が利用する市有施設の閉館		
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②市内では新規感染者が未発生	3 感染状況が確認されていない地域	・3つの条件が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・手洗いや相談窓口、行動変容に向けた広報啓発		
正常	国内で新規感染者が確認されていない		・通常の感染症予防活動		

本市独自のリスクレベル（3月31日決定、6月3日一部修正）

4 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策合同 専門家会議の開催

令和2年4月に、地域医療体制の確保やまん延防止など特措法に基づく措置の実施主体である県と合同で専門家会議を開催。

感染拡大防止と医療提供体制の確保に県市連携で取り組む。

○県市合同専門家会議を設置
することを県に提案。

○令和2年4月3日
**第1回 熊本県・熊本市新型
コロナウイルス感染症対策合同
専門家会議 開催**

○合同専門家会議ではリスクレベル
の統一化等についても議論
⇒**R2年10月には県のリスクレベル
に統一した。**



「熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策
合同専門家会議の様子」

5 全小中学校でのオンライン授業の開始

小中学校の臨時休校に向けた、児童生徒の学力保障等の対応検討へ早期着手し、迅速なオンライン授業を開始。

令和2年2月27日

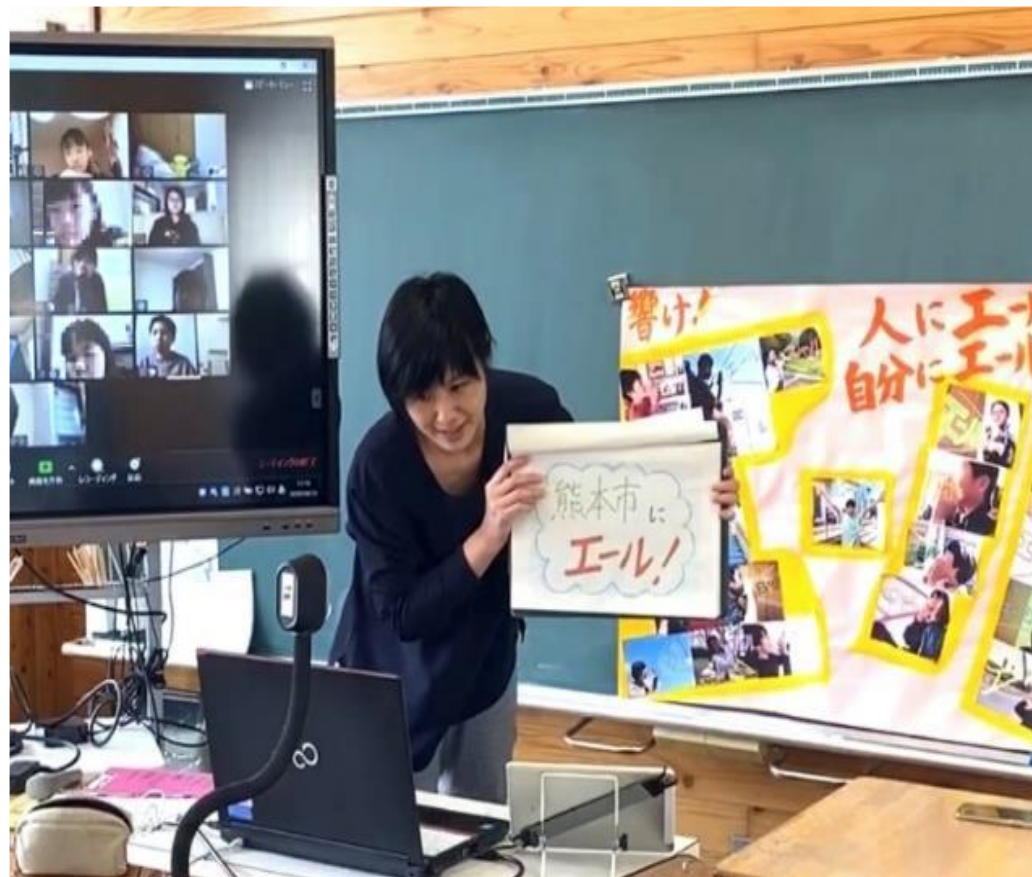
教育委員会へ臨時休校要請に伴う対応について検討を依頼

令和2年3月2日

市立学校等の臨時休校
(同年5月31日まで)

令和2年4月15日

**全小中学校で
オンライン授業開始**



«オンライン授業の様子»

6 コロナ禍で見えた課題

課題

指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している現状の中で、感染症法に設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないなど、**指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。**

都市の実情に応じた柔軟かつ機動的な感染症対策を主体性をもって実施できるような権限とそれに応じた財源が必要。

令和3年度 指定都市市長会シンポジウム

ポストコロナ時代における 指定都市の役割・取組について



THE GREEN VISION
KUMAMOTO

くまもと | 第39回
全国都市緑化くまもとフェア
花とみどりの博覧会
— THE GREEN VISION 未来への広場 —
2022.3.19[sat]—5.22[sun]
会場：上野中央公園、上野動物園、上野公園、上野恩賜公園

令和4年（2022年）3月2日

熊本市長 大西 一史

1 都市を取り巻く現状

- 少子高齢化の進行（人口減少社会への突入）
- 大規模な自然災害、感染症のリスク



【第32次地方制度調査会】（抜粋）

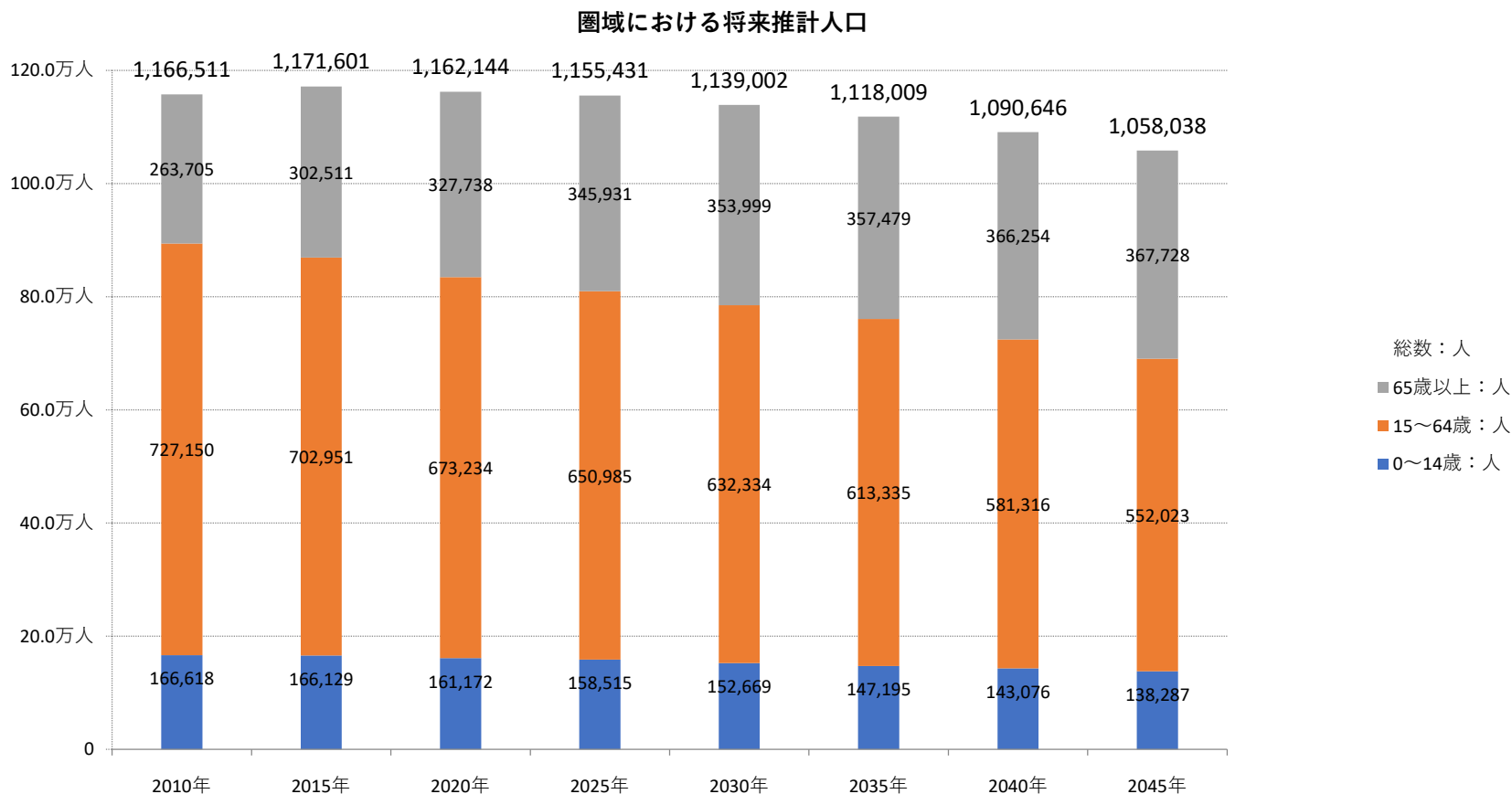
- ・ 2040年頃にかけて生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリスクに的確に対応するために、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要。
- ・ 市町村においては、他の地方公共団体と連携し、住民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、災害への対応等に広域的に取り組んでいくことが必要。



近隣市町村と連携した対応が必要

2 熊本連携中枢都市圏の現状

国立社会保障・人口問題研究所が2018年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」（出生中位・死亡中位仮定）のデータを基に作成（2015年・2020年の値は国勢調査による実績値）



熊本市周辺の圏域人口（熊本市を含む近隣18市町村の人口）は、

2015年以降減少に転じ、今後も減少傾向が継続する見込み

3 熊本連携中枢都市圏の概要

熊本市は「連携中枢都市」

熊本市は、**連携中枢都市**として、魅力と活力に満ちたこの都市圏の一体的な発展に向け、圏域の市町村と連携しながら、経済の成長、都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に向けた取組を推進することを宣言している（H27.6.）。

圏域を構成する市町村

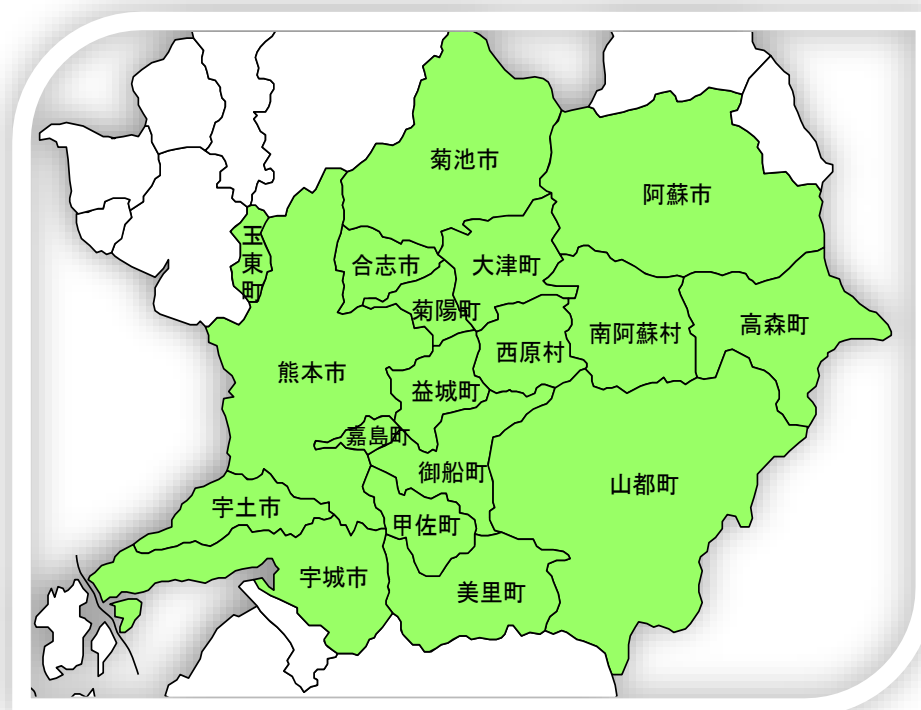
6市10町2村 計18市町村

⇒ **【全国3位】** ※総務省HPより
熊本市・菊池市・宇土市・宇城市・阿蘇市・合志市・美里町・玉東町・大津町・菊陽町・高森町・西原村・南阿蘇村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町

圏域人口

1,162,144人 ⇒ 【全国6位】

※総務省HPより（R2国勢調査による）



4 熊本連携中枢都市圏における取組の効果

熊本連携中枢都市圏において、66の連携事業に取り組んでい
る。

近隣市町村と連携しながら
熊本市が主に役割を担う

熊本市と近隣市町村
が共同して役割を担う

圏域全体の経済成長
のけん引
6事業

(例) 食の販路拡大・
プロモーション事業

高次の都市機能
の集積・強化
6事業

(例) 熊本市民病院に
おける総合周産期母子
医療センター

圏域全体の生活関連
機能サービスの向上
54事業

(例) 図書館における
圏域住民の相互利用



連携によるスケールメリット、連携市町村の業務の補完により、
圏域内の行政の効率化・安定した行政サービスの提供につながる

5 熊本連携中枢都市圏における連携事業例①

圏域全体の経済成長のけん引のため、主に熊本市が中心となって連携市町村と共に取り組んでいるもの。

○ 食の販路拡大・プロモーション事業

加えて、週末や平日の連携市町村、農産物や加工品の新たな販路を開拓するとともに、生産者と連携したプロモーションにより、大消費地における販路を拡大する。

また、海外に向けてもプロモーションや商談機会を提供する。



首都圏での期間限定アンテナショップの様子



イタリアで実施した熊本ウィークの様子

6 熊本連携中枢都市圏における連携事業例②

圏域全体の生活関連機能サービスを向上させるため、熊本市と連携市町村間で相互利用を行っているもの。

○ 図書館における圏域住民の相互利用

圏域市町村の図書館等について、熊本市と近隣市町村が相互の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施する。



○ 病児・病後児保育における圏域住民の相互利用

病児・病後児保育事業について、圏域市町村に存する施設において熊本市と近隣市町村の住民が相互に利用を行う。



熊本市で行っていた事業の対象を連携市町村まで広げたもの。

○ LINEを活用した相談業務（自殺対策強化）

LINEで相談専用アカウントを作成し、登録した方からの相談を研修を受けた相談員が受け付け、相談に応じる。

7 地球温暖化対策の共同推進

連携市町村全17市町村と共同で温暖化対策の取組を推進

熊本連携中枢都市圏(18市町村)

2020年 「2050年ゼロカーボン」を目指すことを宣言

2021年 全国で初、都市圏の地球温暖化対策実行計画を策定
18市町村全てで共通の計画を策定し、取組を前進

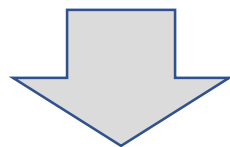


18市町村長による計画策定記念

環境省シンポジウムにおいて
「ゼロカーボン」を目指すことを宣言



指定都市としての規模・中核性を活かし、連携
中枢都市として熊本連携中枢都市圏の取組を
推し進め、圏域をけん引する役割



大都市としての「現場力」や「総合力」を活かし、近隣市町村も含めた圏域全体の発展、ひいては日本全体の底上げにつなげていきたいと考えている。



<参考> 全国都市緑化くまもとフェア（くまもと花博）の開催

「全国都市緑化くまもとフェア（くまもと花博）」（2022年3月19日～5月22日）を開催（連携中枢都市圏の取組事業の一つ）。県内すべての市町村をパートナー会場と位置づけ、花と緑、地域資源を活かしたおもてなしを実施する。



©2010熊本県くまモン


THE GREEN VISION
KUMAMOTO

2022.3.19[sat]ー5.22[sun]

くまもと | 第38回
全国都市緑化くまもとフェア
花とみどりの博覧会

— THE GREEN VISION 未来への伝言 —

主催：熊本市、公益財団法人都市緑化機構

令和3年度 指定都市市長会シンポジウム

新たな時代に求められる都市の姿 ～熊本地震の経験を踏まえて～

令和4年（2022年）3月2日

熊本市長 大西 一史



1 熊本地震から6年...

熊本地震から4月で6年、
これまでの温かいご支援に
感謝申し上げます。

熊本市は、被災者の生活
再建を最優先に、復旧・
復興に取り組んでしまし
た。



2 災害救助法とは（制度の概要）

「災害救助法」は、**発災後の応急時**における応急救助に関して規定する法律である。

○ 救助の実施体制（原則）

- ・ **都道府県知事**が救助実施主体となる（**法定受託事務**）。
- ・ 必要に応じて、**事務の一部を市町村長へ委任**できる。

○ 救助の種類

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与 等

3 熊本地震における災害対応で生じた課題

- 発災後の救助について、県と連携して対応するも…
 - ⇒ 県から事務委任を受けたが、**委任の範囲が不明確**
 - ⇒ 国との協議も実施主体である**県を通じ行うことが必要**



迅速な対応に支障！



さらに県との**連携不足や認識のずれ**による支障も…

4 熊本地震における支障事例

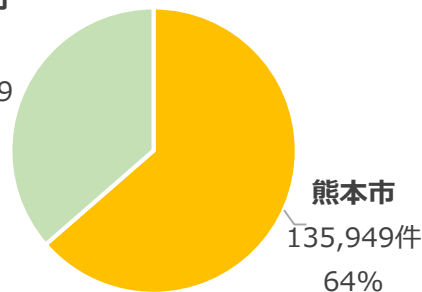
住家被害認定調査に関する事例

- 内閣府が、熊本・大分両県及び両県内の市町村に対し、罹災証明書の迅速な交付を繰り返し要請。
- より迅速な被災者支援につなげるため、本市は、2次調査の調査票を簡略化した**独自の調査票**を使用。
- 県内他自治体から、**本市と他市町村で調査結果に不公平が生じるのではないか**というような疑義があがった。

罹災証明交付件数（2020年12月現在）

全壊	5,745件
大規模半壊	8,948件
半壊	38,799件
一部損壊	82,457件
計	135,949件

熊本市
以外
77,809
件…



県内の被害件数の6割以上を占める

平成28年9月17日 熊日新聞（朝刊）

異なる住宅被害2次調査票
18市町村「再統一せず」

県の調整不足
「猛省を」被災
市長

調整会議

市町村が実施する熊本地震の住宅被害2次調査について、県が16日に開いた調整会議では、市町村長らから県の調整不足に対する不満が相次いだ。

2次調査では、熊本市と他市町村でチェックシート（調査票）が異なり、熊本市で1次調査より判定が重くなる割合が60%を超えた。このため、被災者の間に「熊本市の被害判定の方が甘いのではないか」「不公平ではないか」などの疑念を広げることにつながった。

県は7月上旬、熊本市が独自の調査票を導入したことを確認していた。これに対し、調整会議では「分かった時点で県がこうした会

簡略化 熊本市へ恨み節も

議を開いていれば、熊本市のやり方にそろえる方法もあった」（日置和彦西原村長）、「今度のことを県は猛省し、今後同じようなことがないように市町村間の調整に当たってほしい」（家人敷大津町長）といった声が上がった。

県人口の4割が集中する熊本市への恨み節も漏れた。同市が当初予定した共通調査票から、一部を簡略化した独自調査票の導入へと方針を転換したのは5月下旬。その時点で県や他の市町村に連絡していなかった。

熊本市に隣接する自治体の首長は「熊本市は県内での影響力の大きさを十分理解していない。周辺自治体への配慮に欠けている」と

指摘。同市の高田晋副市長は調整会議で「みなさまにお知らせしなかったことをおわびする」と頭を下げた。

被災者救済事業は市町村の「自治事務」が多い。例えば、義援金の配分も最終的には市町村長の判断に委ねられている。ただ、県内の自治体間で不均衡が生じた場合、県は調整できるのは県をおいてない。県は今後、各自治体の事情に配慮しながらも、同じ県民の間に不公平感が生じないように調整力を発揮すべきだろう。

一度、被災者に広がった疑念を払ったための説明責任は今後、各市町村が負うことになった。共通調査票を使う御船町の藤木正幸町長は「自分たちの調査に自信を持ってやってきた。町民にきちんと理解してもらえよう努力するしかない」と悲痛な表情を浮かべた。（太路秀紀）

5 課題解決に向けた対応

- 平成26年5月 『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』
※ 東日本大震災を踏まえ、指定都市を救助の主体にすること等を要請
- 平成26年 地方分権に関する提案募集に対し、指定都市市長会として共同提案
⇒ （平成27年1月 閣議決定）救助事務の委任は現行規定上も可能。予め都道府県・市町村間で十分調整し、委任の内容・場合を定めておくことが有効
- 平成28年5月・7月・11月 救助権限の移譲等について要請・意見表明
（指定都市市長会）
※ 熊本地震の発生を機とした要請
- 平成30年6月 災害救助法改正案成立
- 平成30年7月
「大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言」
※ 災害救助法における救助範囲の拡大等を要請

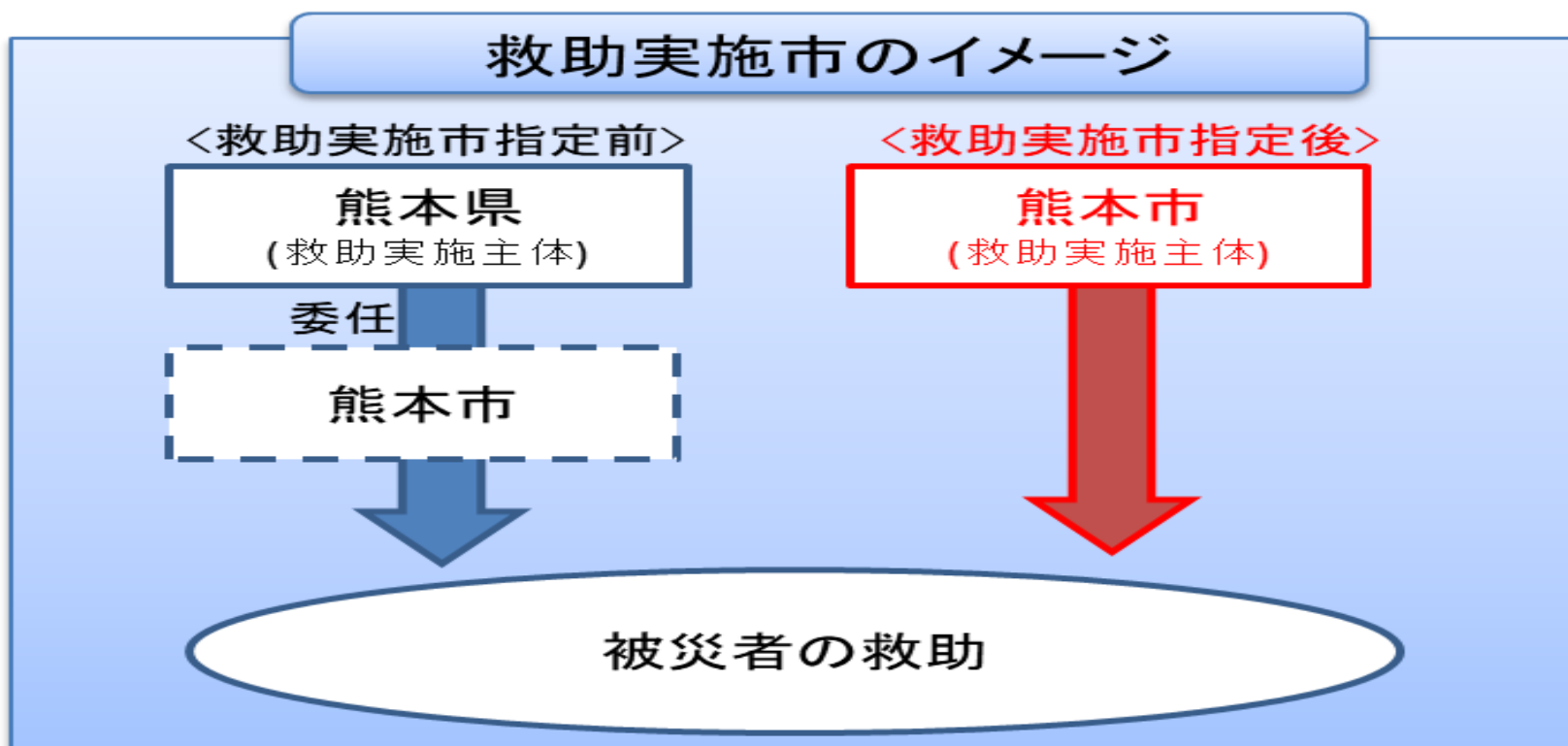
平成31年4月 改正災害救助法施行
→ 指定都市の一部が救助実施市に



H30.7 内閣府副大臣への要請

6 課題解決への取組（災害救助法の改正）

災害救助法の改正により、指定都市が国から指定を受けた場合、道府県の事務委任を待たずに、**直接、救助実施主体として被災者の救助を実施**できるようになった。



7 課題解決への取組（救助実施市の指定）

【救助実施市として指定を受けた指定都市】

平成31年4月1日	令和元年12月2日	令和2年4月1日
仙台市、横浜市、相模原市、川崎市、 神戸市、岡山市、福岡市、北九州市、 熊本市	名古屋市	さいたま市、京都市

※ 政令指定都市のうち救助実施市 12都市／20都市



指定都市が県から権限の移譲を受けることにより

- ・ 住民ニーズに直結した迅速的確な応急救助が可能に
- ・ 救助実施に関し、県を介さずに国と協議等が可能に
- ・ 県は他市町村の救助・支援等への注力が可能に

8 新たな時代に求められる指定都市の姿

災害対応や被災地支援において要求されるのは、「迅速性」と「専門性」であるが、指定都市は市民に寄り添う基礎自治体であると同時に大都市としての総合力を兼ね備えている。



指定都市がその能力を発揮するためには・・・

〔事務権限と税財源の更なる移譲〕

指定都市が、他の市町村を支援し、将来にわたって圏域をけん引する役割を果たすためには、更なる権限・財源の移譲が必要。

あわせて、大都市が多種多様な行政課題に、より効率的かつ機動的に対応するためには、地域の実情に応じて選択できる多様な大都市制度を構築することが必要。

9 熊本市は「受援」から「支援」へ

経験を活かした恩返し 「受援」から「支援」へ



- ・避難所運営
- ・応急危険度判定
- ・被災家屋調査
- ・災害ごみ処理 など



10 熊本市「支援」の事例

〔事例 1〕

令和2年7月豪雨に伴う熊本県南地域への派遣支援

7月4日 ・県内初の大雨特別警報が発表され、同日、総括支援チーム第1陣(3人)を派遣

7月8日 ・熊本市が被災市区町村応援職員確保システムにおける人吉市の対口支援団体に決定

※ 対口支援を含めた熊本市の派遣支援は延べ5,000人を超える

〔事例 2〕

令和3年7月熱海市土石流災害への職員派遣

7月3日 ・熱海市長及び全国市長会会長からの要請を受け、熊本市の危機管理職員2名を熱海市役所に派遣

7月4日 ・現地対策本部に入り、被災者支援の手順や体制づくりなどについて支援（助言等）を実施

7月7日 ・静岡県に支援を引き継ぎ、帰庁（帰熊）